

令和4年度沖縄地方労働審議会  
第1回沖縄県縫製業最低工賃専門部会議事要旨

- 1 開催日時 令和4年6月2日(木) 15:00～16:44
- 2 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館2階 沖縄労働局・那覇労働基準監督署会議室
- 3 出席者  
公益代表委員 3名(上江洲純子、島袋秀勝、高田清恵 敬称略)  
家内労働者代表委員 3名(石川修治、鎌田健嗣、砂川安弘 敬称略)  
委託者代表委員 3名(大城直也、我謝育則、田端一雄 敬称略)
- 4 議題
  - (1) 沖縄地方労働審議会沖縄県縫製業最低工賃専門部会委員辞令等交付
  - (2) 部会長及び部会長代理の選出
  - (3) 沖縄県縫製業最低工賃専門部会の設置について
  - (4) 沖縄県縫製業最低工賃専門部会運営規程(案)について
  - (5) 沖縄地方労働審議会運営規程第10条の適用について(意向確認)
  - (6) 審議日程(案)について
  - (7) 家内労働実態調査要綱(案)及び調査票(案)について
  - (8) その他
- 5 議事要旨
  - (1) 沖縄地方労働審議会沖縄県縫製業最低工賃専門部会委員辞令等交付  
辞令は机上配布。専門部会委員9名の名簿は資料に掲載。
  - (2) 部会長及び部会長代理の選出  
公益委員の中から、部会長に島袋委員。部会長代理に上江洲委員が選出された。
  - (3) 沖縄県縫製業最低工賃専門部会の設置について  
全委員より沖縄県縫製業最低工賃専門部会の設置について、確認がなされた。
  - (4) 沖縄県縫製業最低工賃専門部会運営規程(案)について  
全委員より沖縄県縫製業最低工賃専門部会運営規程(案)について、確認がなされた。
  - (5) 沖縄地方労働審議会運営規程第10条の適用について(意向確認)  
専門部会の5名の臨時委員の意向確認は、会長への一任ということで報告する確認がなされた。
  - (6) 審議日程(案)について  
今後、第2回専門部会は12月9日(金)15時から、第3回専門部会は1月19日(木)を実地調査又は会議とし、第4回専門部会は2月2日、3日又は10日で調整、確認がなされた。
  - (7) 家内労働実態調査要綱(案)及び調査票(案)について  
全委員より家内労働実態調査要綱(案)及び調査票(案)について、確認がなされた。
  - (8) その他 事務局から、その他配布している資料について、説明がなされた。

沖縄地方労働審議会  
沖縄県縫製業最低工賃専門部会委員 名簿

	氏 名	現 職
公益代表委員	○ <sup>う え ず</sup> 上 江 洲 <sup>じゆん こ</sup> 純 子	沖縄国際大学法学部教授
	◎ <sup>しま ぶくろ</sup> 島 袋 <sup>ひで かつ</sup> 秀 勝	弁 護 士
	<sup>たか た</sup> 高 田 <sup>きよ え</sup> 清 恵	琉球大学人文社会学部教授
家内労働者代表委員	<sup>いし かわ</sup> 石 川 <sup>しゅう じ</sup> 修 治	連合沖縄副事務局長
	<sup>かま だ</sup> 鎌 田 <sup>けん じ</sup> 健 嗣	U A ゼンセン沖縄県支部長
	<sup>すな がわ</sup> 砂 川 <sup>やす ひろ</sup> 安 弘	連合沖縄事務局長
委託者代表委員	<sup>おお しる</sup> 大 城 <sup>なお や</sup> 直 也	沖縄県衣類縫製品工業組合代表理事
	<sup>が じゃ</sup> 我 謝 <sup>やす のり</sup> 育 則	沖縄県工業連合会専務理事
	<sup>た ばた</sup> 田 端 <sup>かず お</sup> 一 雄	沖縄県経営者協会専務理事
備考	<p>発令年月日 令和4年4月12日  任期満了日 沖縄県縫製業最低工賃専門部会が廃止されるまでの間  委員の配列は各側五十音順となっています。  ： 部会長、 ○： 部会長代理</p>	

## 沖縄地方労働審議会沖縄県縫製業最低工賃専門部会運営規程

第1条 沖縄地方労働審議会沖縄県縫製業最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2、地方労働審議会令（平成13年政令第320号）及び沖縄地方審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（構成及び会議の招集）

第2条 最低工賃専門部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、関係家内労働者を代表するもの、関係委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、各3人とする。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の7日前までに、会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも5日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

（実態調査、実地調査並びに参考人意見聴取）

第3条 部会長は、専門部会の議決により、特定の事案について、事実の実態調査、委員による実地調査を行い、あるいは関係労働者、関係使用者その他関係者を参考人と指定し、その意見を聞くことができる。

（委員の欠席）

第4条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、オンライン会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で速やかに通知するものとする。

3 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で速やかに通知するものとする。

（会議における発言）

第5条 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

（会議の公開）

第6条 会議は、原則として非公開とする。

（議事録及び議事要旨）

第7条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

（意見及び建議の提出）

第8条 部会長は、会議において、議決を行ったときは、議事録の写しを附して、局長及び沖縄地方労働審議会会長に送付するものとする。

（規程の改廃）

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は令和4年6月2日から施行する。

沖縄県縫製業最低工賃専門部会審議日程

令和3年度～4年度

諮問(地労審)	令和3年度 (第2回地労審)	令和4年3月15日	10:00	2階共用大会議室	専門部会の設置、委員の指名、日程概要説明
		令和4年4月12日			局長より臨時委員の委嘱。 会長より専門部会の委員指名、通知。
		令和4年4月25日 ～ 令和4年5月9日			関係家内労働者及び委託者の意見聴取公示実施 【結果】期限内に意見提出なし

最低工賃専門部会	令和4年度 第1回専門部会	令和4年6月2日	15:00	2階局・署会議室	部会長等の選出、審議日程の確定、調査案の審議を審議会決定 (審議会決定の調査について、発送等順次実施。)  (実態調査)  問合せ、とりまとめ対応等
	令和4年度第1回沖縄地方労働審議会 (専門部会決議を審議会決議とする会長への一任の審議) 11月予定	6月～11月は、 最賃基礎調査 ～ 賃構統計調査 ～ 広報など のため、部会なし			(参加関係者について調整依頼) (実地視察について事業者へ調整依頼)
	第2回専門部会	令和4年12月9日	15:00	中会議室又は局署会議室	調査結果報告、関係者からの意見聴取等
	第3回専門部会	令和5年1月19日	13:00～ 16:00 未定		実地視察 3社以内  なお、コロナ感染状況等により、実施できない場合もあります。 また、実施視察がない場合、第4回専門部会を前倒して第3回専門部会とする場合もある。
答申 (異議申出公示)	第4回専門部会 (予備日)	令和5年2月2日、3日又は10日 (結審)	15:00 未定		工賃額調整、部会報告 答申実施

答申後、異議申出  
15日間  
以下、事務局にて  
対応

異議申出公示締切  
改正工賃決定

官報公示

改正最低工賃発効

令和5年3月  
(地労審 本書へ報告)

答申後の公示翌日から15日後

手続による

官報公示から  
30日後に発効

法定による

意義提出の場合、地労審本審にて異議審開催

令和4年家内労働実態調査要綱(縫製業)

沖縄労働局

1. 調査の目的

この調査は、沖縄県における縫製業の家内労働について、委託者や家内労働者の個別の事例を把握し、最低工賃決定の審議に資するための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の種類

(1) 委託者調査

- イ 委託者名
- ロ 委託作業(年齢別・経験年数別・1か月当たり支払工賃額別)家内労働者数
- ハ 委託作業工程別工賃額
- ニ 委託作業工賃別家内労働者の作業量及び当該家内労働者の経験年数

(2) 家内労働者調査

- イ 家内労働者の性別、年齢、経験年数
- ロ 作業工程別作業量
- ハ その他必要な事項
- ニ 家内労働者が負担する補助材料名及びその価格・使用料

3. 調査対象

当該最低工賃の適用される委託者及び家内労働者

4. 調査対象期日

令和4年5月末現在

5. 調査実施期間

令和4年6月2日～令和5年3月31日までとする

6. 調査方法

委託者調査及び家内労働者調査

沖縄労働局において、実地(訪問、視察等)及び通信調査(郵送、電話等)により行う。

回答に不備(記載なし等)があれば、再度通信又は訪問等による調査を行う事がある。

7. 調査結果

沖縄地方労働審議会へ報告する。

沖勞基発第 号  
令和4年 月 日

沖縄県縫製業  
委託事業者 各位

沖縄労働局労働基準部長  
(公 印 省 略)

沖縄県縫製業最低工賃の改正に係る家内労働実態調査について(協力依頼)

時下、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より労働行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

沖縄県縫製業最低工賃につきましては、平成27年4月に改正施行(別添「家内労働調査票」参照)されているところではありますが、近年、家内労働者数は減少傾向にあるものの、最低賃金額の上昇を踏まえ、最低工賃につきましても、今回、令和4年3月15日に沖縄地方労働審議会において、改正に向けた諮問がなされ、調査、審議を行うこととなりました。

つきましては、実態調査の為、別添「家内労働調査票(調査票1)(調査票2)」及び家内労働者用の「家内労働者実態調査アンケート(家内労働者用)」により調査を実施致しますので、時節柄ご多忙のこととは存じますが、ご協力いただきますようよろしくお願い致します。

この調査は、縫製業の最低工賃決定等の審議に必要な資料を作成するため、委託者や家内労働者の実態を把握することを目的としており、個別の回答事項を匿名化し、回答者が特定されないようにした上で、審議会資料として使用させていただきたく予定でございますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

本件調査は、実態把握のためのものであり、それ以外の目的に使用することはないことを申し添えます。

なお、家内労働者が「0」の場合も御返送お願いします。

#### 記

1. 調査事項 別添「家内労働調査票(調査票1)、(調査票2)」  
「家内労働者実態調査アンケート(家内労働者用)」  
【(家内労働者用)は、家内労働者の方へ配布方お願いします】
2. 回答期限等 令和4年 月 日まで
3. 回答方法 同封の返信用封筒で御返送下さい。

注：調査票などの記入にあたりまして、家内労働者に出している額と、それ以外ほかの下請け業者（自営業者等含む）に出している額とを混同しないように、留意してください。

あくまでも、家内労働者についての調査となっています。

お問い合わせ先： 沖縄労働局 労働基準部 賃金室

担当：宜間、梅澤      098 - 868 - 3421

家内労働調査票 事業場名 \_\_\_\_\_

(記入担当者名: \_\_\_\_\_)

1. 貴事業場における家内労働者に委託する製品の内容を教えてください。

(例: かりゆしウェア、ブラウス等)

( \_\_\_\_\_ )

2. 家内労働者数及び男女の内訳を教えてください。

( 女性 \_\_\_\_\_ 名、 男性 \_\_\_\_\_ 名、 合計 \_\_\_\_\_ 名 )

3. 家内労働者の年齢別の構成を教えてください。(令和4年 5月末 現在の満年齢)

20歳未満	名	20歳以上25歳未満	名	25歳以上30歳未満	名
30歳以上35歳未満	名	35歳以上40歳未満	名	40歳以上45歳未満	名
45歳以上50歳未満	名	50歳以上55歳未満	名	55歳以上60歳未満	名
60歳以上65歳未満	名	65歳以上70歳未満	名	70歳以上	名

4. 家内労働者の経験年数別の構成を教えてください。(令和4年 5月末 現在の経験年数)

1年未満	名	1年以上2年未満	名	2年以上3年未満	名
3年以上5年未満	名	5年以上10年未満	名	10年以上15年未満	名
15年以上20年未満	名	20年以上25年未満	名	25年以上30年未満	名
30年以上35年未満	名	35年以上	名		

5. 1か月当たりの各家内労働者への支払工賃額を教えてください。(直近の支払い月、例えば令和4年5月分)

	30,000円未満	50,000円未満	70,000円未満	90,000円未満
女	名	名	名	名
男	名	名	名	名
	110,000円未満	130,000円未満	150,000円未満	170,000円以上
女	名	名	名	名
男	名	名	名	名

## 調査票 1

6. 貴事業場の工賃の設定状況を別添「調査票 2」でご回答下さい。

現行の最低工賃表(調査票 2 の左側)に対して、貴事業場設定の工賃額、工程毎の所要時間数等を右側空欄にご記入下さい。最低工賃表に記載のない工程、工賃については、3 枚目の用紙にご記入をお願いします。

1 枚(個)当たりの最高工賃額、最低工賃額、平均額の記入をお願いします。

(複数人いるときは、その平均額。1 人の場合は、その人の額)

1 枚当たりの平均所要時間は、複数人いるときは、その平均時間の記入をお願いします。

(1 人の場合は、その人の所要時間)

注：上記のすべてを回答するにあたり、家内労働者に出している額と、ほかに下請け業者(自営業者等含む)に出している額とを混同しないように、留意してください。あくまでも、家内労働者についての調査となっています。

## 【参考】

### 家内労働者の定義（家内労働法第2条）

家内労働者とは、次の要件をすべて備えた者をいいます。

- 1 製造・加工業者や販売業者（問屋など）またはこれらの請負業者（請負的仲介人を含む。）から委託を受けること。

近所の一般的家庭からセーター網や洋服の仕立てを頼まれる場合には、家内労働者とはなりません。

- 2 物品の提供を受け、その物品を部品・付属品または原材料とする物品の製造、加工などに従事すること。

物品の販売などセールスマン、運送などの仕事をする者は家内労働者とはなりません。

- 3 委託業者の業務の目的である物品の製造加工を行うこと。

- 4 主として、労働の対象を得るために働くものであること。

大規模な機械設備を設置して、企業的に仕事を行う場合は家内労働者とはなりません。

- 5 本人のみ、または同居の家族とともに仕事をし、常態として他人を使用しないこと。

### 委託者の定義（家内労働法第2条）

委託者とは、次の要件をすべて備えた者をいいます。

- 1 製造・加工業者や販売業者（問屋など）またはこれらの請負業者（請負的仲介人含む。）であること。

運送業者や建築業者は委託者とはなりません。

- 2 その業務の目的物である物品について、仕事を委託すること。

電機メーカーがテレビやラジオのコイル組み立てを委託するときは委託者となりますが、創立記念日に社員に配るメダルの加工を委託するときは委託者とはなりません。

- 3 仕事を委託するときに、原則として、原材料などの物品を提供して、その物品を部品、付属品または原材料とする物品の製造、加工などを頼むこと。

- 4 家内労働者に直接仕事を委託すること。

直接家内労働者に委託しないで、委託者に委託する場合や、下請け企業に委託する場合には、委託者とはなりません。

沖縄県縫製業最低工賃表

1. 適用する家内労働者

沖縄県の区域内で男子服製造業、婦人・子供服製造業、学校服製造業、シャツ製造業、寝具製品製造業若しくはニット製品製造業に係る縫製又はまとめの業務に従事する家内労働者

2. 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

必ず記入 「あり」の場合、記入

1枚目

次の表の品目欄及び業務欄及び工程欄に掲げる区分に応じ、金額欄に掲げる金額

	品目	業務	工程	金額 (現行最低工賃額) 効力発生日 平成27年4月30日		製造および加工等の有無(下記該当箇所)に○印を)		1枚(個)当たり工賃額			1枚(個)当たり平均所要時間(分)	備考(左記現行最低工賃額の業務、工程との相違など)	
						あり	なし	最高最低限度額		平均額			
								最高額	最低額				
男子服	作業用ズボン	縫製	丸縫い(裾上げ無し)	1本につき	480円 0銭			円	円	円	分		
			裾上げ	1本につき	100円 0銭			円	円	円	分		
		まとめ	ボタン付け	1個につき	10円 0銭			円	円	円	分		
			糸くず取り	1本につき	21円 0銭			円	円	円	分		
婦人服・子供服	婦人用ワンピース(ノースリーブ、裏地・襟無し)	縫製	丸縫い	1枚につき	1,250円 0銭			円	円	円	分		
			ブラウス・シャツ	1枚につき	500円 0銭			円	円	円	分		
	上記共通	まとめ	肩パット付け	1組につき	25円 0銭			円	円	円	分		
			婦人用スカート(裏地無し)	1枚につき	500円 0銭			円	円	円	分		
	婦人用スラックス(裏地無し)	縫製	丸縫い	1枚につき	500円 0銭			円	円	円	分		
				1本につき	450円 0銭			円	円	円	分		
	上記共通	まとめ	ボタン付け	1個につき	10円 0銭			円	円	円	分		
			かぎホック付け	1組につき	10円 0銭			円	円	円	分		
			スナップ付け	1組につき	10円 0銭			円	円	円	分		
			糸ループ付け	1か所につき	7円 0銭			円	円	円	分		
	婦人用ムームー	縫製	丸縫い	1枚につき	310円 0銭			円	円	円	分		
				子供用ムームー	1枚につき	210円 0銭			円	円	円	分	
	ジュニアシャツブラウス	縫製	丸縫い	1枚につき	376円 0銭			円	円	円	分		
				上記共通	まとめ	糸くず取り	1枚につき	14円 0銭			円	円	円
学校服	男子服	縫製	丸縫い(半袖:芯地張り・ボタン付け・穴かがり別)	1枚につき	320円 0銭			円	円	円	分		
			丸縫い(長袖:芯地張り・ボタン付け・穴かがり別)	1枚につき	480円 0銭			円	円	円	分		
			芯地張り(半袖)	1枚につき	120円 0銭			円	円	円	分		
			芯地張り(長袖)	1枚につき	140円 0銭			円	円	円	分		
	上衣(白シャツ)	まとめ	ボタン付け	1個につき	10円 0銭			円	円	円	分		
			穴かがり	1個につき	10円 0銭			円	円	円	分		
	上衣	まとめ	糸くず取り、まつり及びボタン付け	1枚につき	135円 0銭			円	円	円	分		
			ズボン	糸くず取り	1本につき	21円 0銭			円	円	円	分	
	セーラー服	夏物	縫製	丸縫い	1枚につき	340円 0銭			円	円	円	分	
				芯地張り	1枚につき	120円 0銭			円	円	円	分	
冬物		縫製	丸縫い	1枚につき	430円 0銭			円	円	円	分		
			芯地張り	1枚につき	140円 0銭			円	円	円	分		
上記共通	まとめ	ボタン付け(スナップ付け)	1個につき	10円 0銭			円	円	円	分			
		糸くず取り	1枚につき	20円 0銭			円	円	円	分			
ひだスカート	まとめ	縫製	糸くず取り及びまつり	1枚につき	64円 0銭			円	円	円	分		
			ボタン付け(スナップ付け)	1個につき	10円 0銭			円	円	円	分		
			丸縫い	1枚につき	500円 0銭			円	円	円	分		
ブレザー	まとめ	縫製	糸くず取り、スナップ付け、アイロンがけ及びひだのし	1枚につき	80円 0銭			円	円	円	分		
			糸くず取り及びスナップ付け	1枚につき	30円 0銭			円	円	円	分		

品目	業務	工程	金額 (現行最低工賃額) 効力発生日 平成27年4月30日		製造および加工等の有無(下記該当箇所に○印を) あり なし		1枚(個)当たり工賃額			1枚(個)当たり平均所要時間(分)	備考(左記現行最低工賃額の業務、工程との相違など)	
							最高最低限度額		平均額			
							最高額	最低額				
半ズボン	まとめ	糸くず取り	1本につき	14 円 0 銭			円	円	円	分		
ジャンパースカート		糸くず取り及びそで胸口まつり	1枚につき	51 円 0 銭			円	円	円	分		
シャツ	縫製	大人用	1枚につき	350 円 0 銭			円	円	円	分		
		子供用	1枚につき	200 円 0 銭			円	円	円	分		
	縫製	男性用開襟タイプ	1枚につき	350 円 0 銭			円	円	円	分		
		女性用開襟タイプ	1枚につき	290 円 0 銭			円	円	円	分		
		男女共通(シャツカラー・ボタンダウン・スタンドカラータイプ)	1枚につき	400 円 0 銭			円	円	円	分		
		子供用開襟タイプ	1枚につき	200 円 0 銭			円	円	円	分		
	まとめ	糸くず取り	1枚につき	20 円 0 銭			円	円	円	分		
寝具製品	縫製	S~3Lサイズのもの	1枚につき	350 円 0 銭			円	円	円	分		
		4L~5Lサイズのもの	1枚につき	450 円 0 銭			円	円	円	分		
	まとめ	タグ付け	1枚につき	20 円 0 銭			円	円	円	分		
		糸くず取り	1枚につき	15 円 0 銭			円	円	円	分		
	縫製	側縫い	ビロケース	1枚につき	82 円 0 銭			円	円	円	分	
			裏地の付いているもの	1枚につき	45 円 0 銭			円	円	円	分	
		側縫い	裏地の付いていないもの	1枚につき	35 円 0 銭			円	円	円	分	
			敷布団(Sサイズのもの)	1枚につき	26 円 0 銭			円	円	円	分	
	縫製	側縫い	掛布団(Sサイズのもの)	1枚につき	93 円 0 銭			円	円	円	分	
			パット	1枚につき	26 円 0 銭			円	円	円	分	
ニット製品等	まとめ	ゴム通し	1枚につき	3 円 0 銭			円	円	円	分		
	縫製	天ゴムネーム付け	1枚につき	3 円 40 銭			円	円	円	分		
		袋入れ及び箱詰め	1枚につき	3 円 30 銭			円	円	円	分		
	まとめ	糸切り	1枚につき	2 円 10 銭			円	円	円	分		
ネーム折り		1枚につき	0 円 43 銭			円	円	円	分			
縫製	丸縫い及びゴム結び	1枚につき	18 円 0 銭			円	円	円	分			

効力発生日 平成27年4月30日



令和4年 月 日

家内労働者の方へ

沖縄労働局労働基準部賃金室

### 家内労働状況調査への協力依頼について

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、家内労働者に対する工賃については、家内労働法に基づき、現在沖縄県では、「沖縄県縫製業最低工賃」(平成27年4月に改正施行(別添1参照))が設定されており、適宜その必要性も含めた改正が検討されているところです。

検討を行うにあたって、家内労働の委託状況等実態把握が必要不可欠であることから、今般、委託者、家内労働者へ実態調査を行うこととなりました。

つきましては、時節柄ご多忙のこととは存じますが、調査内容に対するご回答、ご意見等寄せていただきますようご協力のほど、よろしくお願いいたします。

この調査は、沖縄県縫製業の最低工賃決定等の審議に必要な資料を作成するため、委託者や家内労働者の個別の事例を把握することを目的としており、個別の回答事項を匿名化し、回答者が特定されないようにした上で、審議会資料として使用させていただく予定でございますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご協力いただきました調査票は、同封しました返信用封筒により送付していただきますようお願いいたします。(返送期限を令和4年 月 日までにとさせていただきます。)

本件調査は、実態把握のためのものであり、それ以外の目的に使用することはないことを申し添えます。

また、不明な点がありましたら、下記担当までお問い合わせください。

(問合せ先)

沖縄労働局労働基準部賃金室

担当 : 宜間、梅澤

098-868-3421

家内労働者実態調査アンケート（家内労働者用）

下記設問にご回答ください。（ 令和4年 5月末 現在の年齢）

1. 性別、年齢                      男性                      ・                      女性                      （年齢                      歳）

2. 現在の沖縄県縫製業最低工賃についてお伺いします。

（別添「沖縄県縫製業最低工賃表」を御参照ください。）

（1）現在の沖縄県縫製業最低工賃額について

知っている                      知らない

（2）最低工賃の品目、業務、工程の設定について

現在の委託の品目、業務、工程に沿っており妥当である                      わからない

その他（                      ）

（3）「沖縄県縫製業最低工賃」の改正の必要性について

今のままでよい                      改正（引き上げ）したほうがよい                      廃止してよい

それぞれの回答に対して、その理由をできるだけ具体的にお教えてください。

（                      ）

3. 家内労働者としての経験年数                      年                      月

途中で中断した場合には、通算した年数を記載してください。

（ 令和4年 5月末 現在の経験年数）

4. 仕事内容（別添「沖縄県縫製業最低工賃表」にある品目、業務、工程にあてはまる場合は、それを見てご記入下さい。ない場合は、実際に加工契約等おこなっている仕事内容をご記入して下さい。）

製品名	作業内容
（記載例） かりゆしウエア	ボタン付け

（別添「沖縄県縫製業最低工賃表」のあてはまる場所の「1枚(個)当たり工賃額」欄に、工賃額の記入もお願いします。）

5. 就業日数、時間等

(1) 1か月平均して家内労働の仕事を何日行いますか。( ) 日)

(2) 仕事を行う日の1日平均の作業時間は何時間ですか。( ) 時間)

また、(別添「沖縄県縫製業最低工賃表」にある作業にあてはまる場合は、その作業の1枚(個)当たり平均所要時間(分)記入欄に記入して下さい。)

(3) 家内労働をどこで行っていますか。

自宅 委託者の営業所等 その他( )

(4) 委託者から提供される材料以外に、ご自分で負担する補助材料等がありますか。

ある (材料名等、価格、使用料など: )  
なし

(5) 家内労働の仕事は1年前と比較して変わりましたか。

仕事量が増えた 仕事量が減った 変わらない

(6) 上記(4)で と回答された方へ。1年前と比べ減った理由は何ですか。

仕事量が減った 自分の都合で仕事量を減らした  
その他( )

6. 家内労働者の就業意識等

(1) 家内労働を選んだ理由は何ですか。

自分の都合に合わせた時間に働けるから  
技能や趣味を生かした仕事をしたいから  
家事・育児・介護のために外で働けないから 体力的に外で働けないから  
外に出て働きたいが適当な就職口がないから その他( )

(2) 家内労働以外に何か仕事をしていますか。

していない している

(3) 家内労働を行う上で現在困っていることがありますか。

ある ない

(4) 上記(3)で と回答された方へ。困っていることは何ですか。(複数回答可)

工賃(収入)が低い 仕事量の変動が大きい  
仕事をする場所が確保できない 家事・育児・介護等との両立が難しい  
納期に追われる その他( )

(5) 現在の家内労働を続けたいですか。

続けたい やめたい

(6) 上記(5)で と回答された方へ。今後何をしたいですか。

正社員として働きたい パートタイマーとして働きたい  
自営業をやりたい 仕事はしたくない(できない)  
その他( )

7. 家内労働、最低工賃制度等について御意見、御要望があればお聞かせください。



**御協力ありがとうございました。**

## 【参考】

### 家内労働者の定義（家内労働法第2条）

家内労働者とは、次の要件をすべて備えた者をいいます。

- 1 製造・加工業者や販売業者（問屋など）またはこれらの請負業者（請負的仲介人を含む。）から委託を受けること。  
近所の一般的家庭からセーター網や洋服の仕立てを頼まれる場合には、家内労働者とはなりません。
- 2 物品の提供を受け、その物品を部品・付属品または原材料とする物品の製造、加工などに従事すること。  
物品の販売などセールスマン、運送などの仕事をする者は家内労働者とはなりません。
- 3 委託業者の業務の目的である物品の製造加工を行うこと。
- 4 主として、労働の対象を得るために働くものであること。  
大規模な機械設備を設置して、企業的に仕事を行う場合は家内労働者とはなりません。
- 5 本人のみ、または同居の家族とともに仕事をし、常態として他人を使用しないこと。

### 委託者の定義（家内労働法第2条）

委託者とは、次の要件をすべて備えた者をいいます。

- 1 製造・加工業者や販売業者（問屋など）またはこれらの請負業者（請負的仲介人含む。）であること。  
運送業者や建築業者は委託者とはなりません。
- 2 その業務の目的物である物品について、仕事を委託すること。  
電機メーカーがテレビやラジオのコイル組み立てを委託するときは委託者となりますが、創立記念日に社員に配るメダルの加工を委託するときは委託者とはなりません。
- 3 仕事を委託するときに、原則として、原材料などの物品を提供して、その物品を部品、付属品または原材料とする物品の製造、加工などを頼むこと。
- 4 家内労働者に直接仕事を委託すること。  
直接家内労働者に委託しないで、委託者に委託する場合や、下請け企業に委託する場合には、委託者とはなりません。

沖縄県縫製業最低工賃表

1. 適用する家内労働者

沖縄県の区域内で男子服製造業、婦人・子供服製造業、学校服製造業、シャツ製造業、寝具製品製造業若しくはニット製品製造業に係る縫製又はまとめの業務に従事する家内労働者

2. 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

必ず記入 「あり」の場合、記入

1枚目

次の表の品目欄及び業務欄及び工程欄に掲げる区分に応じ、金額欄に掲げる金額

	品目	業務	工程	金額 (現行最低工賃額) 効力発生日 平成27年4月30日		製造および加工等の有無(下記該当箇所)に○印を)		1枚(個)当たり工賃額			1枚(個)当たり平均所要時間(分)	備考(左記現行最低工賃額の業務、工程との相違など)	
						あり	なし	最高最低限度額		平均額			
								最高額	最低額				
男子服	作業用ズボン	縫製	丸縫い(裾上げ無し)	1本につき	480円 0銭			円	円	円	分		
			裾上げ	1本につき	100円 0銭			円	円	円	分		
		まとめ	ボタン付け	1個につき	10円 0銭			円	円	円	分		
			糸くず取り	1本につき	21円 0銭			円	円	円	分		
婦人服・子供服	婦人用ワンピース(ノースリーブ、裏地・襟無し)	縫製	丸縫い	1枚につき	1,250円 0銭			円	円	円	分		
			ブラウス・シャツ	縫製	丸縫い	1枚につき	500円 0銭			円	円	円	分
	上記共通	まとめ	肩パット付け	1組につき	25円 0銭			円	円	円	分		
			婦人用スカート(裏地無し)	縫製	丸縫い	1枚につき	500円 0銭			円	円	円	分
	婦人用スラックス(裏地無し)	縫製	丸縫い	1枚につき	500円 0銭			円	円	円	分		
				1本につき	450円 0銭			円	円	円	分		
	上記共通	まとめ	ボタン付け	1個につき	10円 0銭			円	円	円	分		
			かぎホック付け	1組につき	10円 0銭			円	円	円	分		
			スナップ付け	1組につき	10円 0銭			円	円	円	分		
			糸ループ付け	1か所につき	7円 0銭			円	円	円	分		
	糸くず取り	縫製	丸縫い	1枚・本につき	16円 0銭			円	円	円	分		
				1枚につき	310円 0銭			円	円	円	分		
	婦人用ムームー	縫製	丸縫い	1枚につき	210円 0銭			円	円	円	分		
	子供用ムームー			1枚につき	376円 0銭			円	円	円	分		
ジュニアシャツブラウス	1枚につき			376円 0銭			円	円	円	分			
上記共通	まとめ	糸くず取り	1枚につき	14円 0銭			円	円	円	分			
学校服	男子服	縫製	丸縫い(半袖:芯地張り・ボタン付け・穴かがり別)	1枚につき	320円 0銭			円	円	円	分		
			丸縫い(長袖:芯地張り・ボタン付け・穴かがり別)	1枚につき	480円 0銭			円	円	円	分		
			芯地張り(半袖)	1枚につき	120円 0銭			円	円	円	分		
			芯地張り(長袖)	1枚につき	140円 0銭			円	円	円	分		
	上衣(白シャツ)	まとめ	ボタン付け	1個につき	10円 0銭			円	円	円	分		
			穴かがり	1個につき	10円 0銭			円	円	円	分		
	上衣	まとめ	糸くず取り、まつり及びボタン付け	1枚につき	135円 0銭			円	円	円	分		
	ズボン		糸くず取り	1本につき	21円 0銭			円	円	円	分		
	セーラー服	夏物	縫製	丸縫い	1枚につき	340円 0銭			円	円	円	分	
				芯地張り	1枚につき	120円 0銭			円	円	円	分	
冬物		縫製	丸縫い	1枚につき	430円 0銭			円	円	円	分		
			芯地張り	1枚につき	140円 0銭			円	円	円	分		
上記共通	まとめ	ボタン付け(スナップ付け)	1個につき	10円 0銭			円	円	円	分			
		糸くず取り	1枚につき	20円 0銭			円	円	円	分			
ひだスカート	まとめ	縫製	糸くず取り及びまつり	1枚につき	64円 0銭			円	円	円	分		
			ボタン付け(スナップ付け)	1個につき	10円 0銭			円	円	円	分		
			丸縫い	1枚につき	500円 0銭			円	円	円	分		
プレザー	まとめ	縫製	糸くず取り、スナップ付け、アイロンがけ及びひだのし	1枚につき	80円 0銭			円	円	円	分		
			糸くず取り及びスナップ付け	1枚につき	30円 0銭			円	円	円	分		

品目	業務	工程	金額 (現行最低工賃額) 効力発生日 平成27年4月30日		製造および加工等の有無(下記該当箇所に○印を)		1枚(個)当たり工賃額			1枚(個)当たり平均所要時間(分)	備考(左記現行最低工賃額の業務、工程との相違など)	
					あり	なし	最高最低限度額		平均額			
							最高額	最低額				
半ズボン		糸くず取り	1本につき	14 円 0 銭			円	円	円	分		
ジャンパースカート	まとめ	糸くず取り及びそで胸口まつり	1枚につき	51 円 0 銭			円	円	円	分		
シャツ	シ ア ロ ツ ハ	大人用	縫製	丸縫い及び パッチポケット付け	1枚につき	350 円 0 銭			円	円	円	分
		子供用			1枚につき	200 円 0 銭			円	円	円	分
	か り ゆ し ウ エ ア	男性用開襟タイプ	縫製	丸縫い(ボタン付け・ 穴かがり・芯地張り無し)	1枚につき	350 円 0 銭			円	円	円	分
		女性用開襟タイプ			1枚につき	290 円 0 銭			円	円	円	分
		男女共通(シャツカラー・ボタンダウン・ スタンドカラータイプ)			1枚につき	400 円 0 銭			円	円	円	分
		子供用開襟タイプ			1枚につき	200 円 0 銭			円	円	円	分
	上記共通	まとめ	糸くず取り	1枚につき	20 円 0 銭			円	円	円	分	
寝具製品	病衣	S~3Lサイズのもの	縫製	丸縫い	1枚につき	350 円 0 銭			円	円	円	分
		4L~5Lサイズのもの		1枚につき	450 円 0 銭			円	円	円	分	
	上記共通	まとめ	タグ付け	1枚につき	20 円 0 銭			円	円	円	分	
	糸くず取り		1枚につき	15 円 0 銭			円	円	円	分		
	ビロケース	縫製	側縫い	1枚につき	82 円 0 銭			円	円	円	分	
	羽根枕 中袋			裏地の付いているもの	1枚につき	45 円 0 銭			円	円	円	分
				裏地の付いていないもの	1枚につき	35 円 0 銭			円	円	円	分
	敷布団(Sサイズのもの)	縫製	側縫い	1枚につき	26 円 0 銭			円	円	円	分	
	掛布団(Sサイズのもの)			1枚につき	93 円 0 銭			円	円	円	分	
	パット			1枚につき	26 円 0 銭			円	円	円	分	
ニット製品等	パンティ	まとめ	ゴム通し	1枚につき	3 円 0 銭			円	円	円	分	
	ブリーフ	縫製	天ゴムネーム付け	1枚につき	3 円 40 銭			円	円	円	分	
			袋入れ及び箱詰め	1枚につき	3 円 30 銭			円	円	円	分	
	Tシャツ	まとめ	糸切り	1枚につき	2 円 10 銭			円	円	円	分	
ネーム折り			1枚につき	0 円 43 銭			円	円	円	分		
ショーツ	縫製	丸縫い及びゴム結び	1枚につき	18 円 0 銭			円	円	円	分		

効力発生日 平成27年4月30日